

令和6年能登半島地震 賃貸型応急住宅 仲介手数料給付事業



令和6年能登半島地震により被災し、賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に入居している方等に対して、市町長、貸主及び入居者による三者契約前に、自ら賃貸住宅を借り上げた際に要した仲介手数料相当分を給付します。

対象者 以下の全ての要件に該当する方

- (1) 市町長、貸主及び入居者による三者契約前に、自ら賃貸住宅を借り上げて、仲介手数料を支払っていること
- (2) (1)の賃貸住宅について石川県知事が入居決定しており、三者契約が締結されていること

給付額 **仲介手数料の全額**
(入居決定を受けた住宅1戸につき1回限り)

※宅地建物取引業者から仲介手数料の返金を受けた場合は、当該返金額を除いた額となります。
※宅地建物取引業法の第46条第1項に規定する額を超えるものは認められません。

提出書類 (1)～(6)は全ての方、(7)及び(8)は該当の方のみご提出ください。

- (1) 申請書
- (2) 振込口座申出書 ※通帳またはキャッシュカードのコピーを添付してください。
- (3) 領収書など宅地建物取引業者に仲介手数料を支払ったことが分かる書類（写し）
- (4) 三者契約の締結前に、入居者等が自ら締結した賃貸住宅の賃貸借契約書（写し）
- (5) 賃貸型応急住宅の入居決定通知書（写し）
- (6) 賃貸型応急住宅の三者契約書（写し）
- (7) 返金確認書など宅地建物取引業者から
仲介手数料の返金を受けたことが分かる書類（写し）
- (8) 委任状



様式のダウンロードはこちらから

申請期限 **令和7年3月10日(月)まで ※必着**

下記の申請先まで、持参または郵送にてご提出ください。

**お問合せ
申請先**

公益社団法人 石川県宅地建物取引業協会

住 所 〒921-8047 石川県金沢市大豆田本町口46番地8
電話番号 076-291-2255（平日9時～17時）